

日高市告示第 185 号

日高市税条例（昭和 30 年 6 月 1 日条例第 9 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、下記の指定地域に住所を有し、又は所在のある納税者、特別徴収義務者等で、かつ、平成 30 年 7 月 5 日以降に到来するものについては、別途市長が告示で定める期日まで延長する。

平成 30 年 7 月 31 日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

指定する地域

都道府県名	指定地域
岡 山 県	岡山市（北区・東区）、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広 島 県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡（府中町、海田町、熊野町、坂町）
山 口 県	岩国市周東町
愛 媛 県	宇和島市、大洲市、西予市